

通算の入院期間が、 180 日を超えた入院の 選定療養費の徴収について

通算の入院期間が180日を超えて入院すると、181日目から「保険外併用療養費」の『選定療養費』となります。

入院医療の必要性が低いが患者様の事情等により180日を超えて入院される患者様については、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴うお世話、その他看護に係る料金として厚生労働大臣が定める点数の15%を徴収させていただきます。

当院では、**3階病棟の一般病床40床**がこれに該当します。

一般病棟入院基本料

急性期一般入院料6 $1404 \text{ 点} \times 15\% = 2,110 \text{ 円 (/ 日)}$

※端数切上げています。

※1点=10円

尚、前述の対象を外れる方もおられますので詳しくは病棟事務職員、若しくは1階医事課までご相談ください。患者様及びご家族の方におかれましてはご理解の程よろしくお願い申し上げます。

